

○上天草市水道事業開発給水取扱要綱

平成30年2月27日水道企業管理規程第5号

改正

令和8年2月6日水道企業管理規程第1号

上天草市水道事業開発給水取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、上天草市水道事業給水条例（平成16年上天草市条例第185号。以下「条例」という。）に基づき、給水の適正を図るため、上天草市水道事業の給水区域における宅地造成、住宅団地開発並びに共同住宅及び中高層建築物等の建築（以下「開発行為等」という。）に係る給水（以下「開発給水」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「開発給水」とは、条例第3条に規定する給水装置までの施設をいう。

(事前協議)

第3条 開発行為等の施行者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）と開発給水について協議しなければならない。

(1) 計画一日最大給水量が5立方メートル以上の場合

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が協議する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により協議をしようとする者（以下「申請者」という。）は、開発給水申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

(開発給水の原則)

第4条 開発給水は、申請地の周辺地域における水圧及び水量に影響を及ぼさないものでなければならない。

(開発給水に伴う配水施設補強等工事)

第5条 開発給水に伴い、当該地域周辺の水圧及び水量に影響を及ぼす場合又は及ぼす可能性がある場合においては、申請者は、当該地域における給水に支障がないよう、配水管の布設又は配水施設の補強工事をしなければならない。

2 前項の場合において、当該箇所複数の給水管が布設されているときは、当該給水管

の整理統合をしなければならない。

3 前2項の工事等に要する費用は、申請者の負担とする。

(開発給水の承認)

第6条 管理者は、開発給水の承認をしたときは、開発給水承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、開発給水承認通知書の内容に異議のないときは、管理者に同意書（様式第3号）を提出しなければならない。

(工事の施行)

第7条 当該開発給水に関する工事は、上天草市指定給水装置工事事業者に実施させなければならない。

2 申請者は、開発給水に伴う工事着手前に、開発給水承認通知書の写し、工事着手届出書、現場代理人等通知書、経歴書、給水装置工事主任技術者証明書を管理者に提出するとともに、工事材料検査を受けなければならない。

3 申請者は、開発給水に伴う工事が完了したときは、工事完了届（様式第4号）を管理者に提出するとともに、しゅん工検査を受けなければならない。

4 検査職員は、しゅん工検査が不合格である場合は、申請者に補修（改造）命令書（様式第5号）により補修等を命じることができる。

(経費の負担)

第8条 開発給水について、水理計算等を含む水道施設の設計及び水道施設の新設に係る費用は申請者が全額負担するものとする。ただし、管理者が特に認めたものについては、免除又は減額することができる。

2 開発給水に係る工事全体が完了する前に一部通水を必要とする場合、完成までの間の維持管理に要する費用は、申請者が負担するものとする。

3 前2項の規定によるもの以外の設備等の維持管理に係る費用負担については、管理者の指示に従うものとする。

(申請者の責務)

第9条 申請者は、開発給水工事の施工にあたっては、水道法、上天草市水道事業給水条例、上天草市水道事業給水条例施行規程その他関連する法規を遵守するとともに、水道工事施工管理基準及び本要綱に定める事項に適合するよう施工計画を策定し、管理者に提出しなければならない。

2 開発給水により道路用地に水道施設を設けた場合、その道路用地が自己の所有に属しないもの又は将来自己の所有から代わるものにあつては、水道施設移管承諾書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

（開発給水の中止）

第10条 申請者は、開発給水を中止しようとするときは、開発給水中止届（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、開発給水工事に着手している場合は、速やかに当該水道施設等を原状に回復しなければならない。ただし、管理者の承認を受けた場合はこの限りでない。

（開発給水の変更）

第11条 申請者は、第3条第2項に規定する申請書を提出した後、開発給水を変更しようとするときは、開発給水変更申請書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

（申請者の氏名等の変更）

第12条 申請者が住所又は氏名（法人にあつてはその名称、主たる事業所の所在地又は代表者の氏名）を変更したときは、氏名等変更届（様式第8号）に変更の事実を証する文書を添えて、速やかに管理者に提出しなければならない。

（配水管等施設の帰属）

第13条 開発給水により設置された配水管等の施設は、しゅん工検査に合格した場合、速やかに配水施設移管申込書（様式第9号）を提出し、上天草市に帰属するものとする。

2 前項の帰属について、第9条第2項に関し次の各号に掲げる要件が具備されていなければならない。

- （1）水道施設の維持管理等のため、管理者の指定する職員が土地に立ち入ること。
- （2）水道施設の維持管理等のため、管理者の指定する職員が水道施設の修繕及び改良工事を行うこと。
- （3）給水装置の構造は、上天草市水道事業給水条例施行規程（平成16年水道企業管理規程第10号）第12条第1項の規定に準じていること。
- （4）水道施設の材料は、上天草市水道事業給水条例施行規程第12条第2項の規定に準じていること。
- （5）給水装置を除いた水道施設の所有権を上天草市とすること。
- （6）水道施設は、配水管布設等工事完成後1年以上使用することを目的とするのもの

であること。

- (7) 水道施設の土地使用期間は、水道施設存続期間とすること。
- (8) 水道施設の土地使用料は無償とすること。
- (9) 水道施設の設置及び維持管理等に支障を及ぼす工作物を設置しないこと。
- (10) 新たに埋設物を設置する場合や、その他の権利を設定する場合は、管理者と協議することを確約できること。
- (11) 申請者が当該敷地の所有権を第三者に譲渡する場合は、第8条第2項に規定する配水施設移管承諾書の承認事項を受け継がせることについて、譲渡を予定する第三者から確約が得られること。

3 管理者は、配水施設移管申込書を受理したときは、配水施設移管受入書（様式第10号）を発行し、発行日よりこれを受理する。

（規定に協力しない者に対する措置）

第14条 管理者は、この要綱の遵守について協力を拒む者については、その協力を確保するために必要な範囲で、助言若しくは勧告を行い、又はその者の氏名等を関係機関に通知する等の措置を講ずるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月6日から施行する。

様式第1号 (第3条、第11条関係)

様式第1号 (第3条、第11条関係)

開発給水 (変更) 申請書

年 月 日

上天草市水道事業

上天草市長 様

住 所
申請書 氏 名

電話番号

開発事業地に給水を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり協議を申請します。

記

申請地 (対象となる地番の全部を記入)		
開発事業名称		
開発目的 (対象を○で囲む)		(1) 宅地造成による土地分譲 (2) 宅地造成及び分譲住宅建築 (3) その他 ()
開発事業の概要	開発区域面積	㎡
	2階以上の床面積合計	㎡
	区画数	区画
	給水予定戸数	戸
工事予定期間		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
給水希望年月日		年 月 日
水道工事施工予定事業者	住 所	
	氏名又は商号	
	代表者氏名	
添付書類		(1) 位置図 (2) 計画平面図 (3) 配水管布設計画平面図 (4) その他必要書類 (道路位置指定通知書、公共施設管理予定者との協議経過書等を添付)

様式第2号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

上天水道第 号

年 月 日

申請者

様

上天草市水道事業

上天草市長

㊟

開発給水承認通知書

年 月 日付けで申請のありました開発給水について、下記の条件を付して承認することとしましたので通知します。

なお、承認条件に異議のないときは、本書の写しを添付のうえ同意書を提出してください。

記

申 請 地	
開発事業の名称	
承認条件	

様式第3号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

同 意 書

年 月 日

上天草市水道事業

上天草市長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け上天水道第 号により承認を受けた開発給水に係る
条件について、何ら異議がありませんので同意します。

申 請 地	
開発事業の名称	

様式第4号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

工 事 完 了 届

年 月 日

上天草市水道事業

上天草市長

様

住 所

申請書 氏 名

電話番号

下記のとおり承認を受けた工事が完了したので届け出ます。

なお、水道施設移管受入書発行後の瑕疵担保期間として2年間の期間と定め、瑕疵の補修を求められたときは、直ちに上天草市の指示に従います。

記

承認番号	
承認通知年月日	
開発事業の名称	
申請地	
工事完了年月日	
添付書類	平面図、標準断面図、配管詳細図、位置図、布設箇所や布設状況がわかる工事写真、管接合チェックシート、CDデータ (DXF/DWG/TIF形式) を添付すること。

様式第5号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

上天水道第 号
年 月 日

様

上天草市水道事業

上天草市長

㊟

補修 (改造) 命令書

上天草市水道事業開発給水取扱要綱第7条第4項の規定により、次のとおり手直しを命じます。

申 請 地	
開発事業の名称	
手 直 し 事 項	
手直し完成期限	年 月 日まで
備 考	

様式第6号（第9条関係）

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

上天草市水道事業

上天草市長 様

水道施設移管承諾書

開発給水工事に伴い、新たに布設した水道配水管を上天草市に移管することについて、下記の事項を承諾します。

記

1 移管物件等に関すること

移管物件の所在	上天草市
移管申込者氏名	
土地（私道）所有者氏名	
土地（私道）所有者住所	

2 承諾事項

- (1) 水道施設の維持管理等のため、市長の指定する職員が土地（私道）に立入ること。
- (2) 水道施設の維持管理等のため、市長の指定する職員が水道施設の修繕及び改良工事等を行うこと。
- (3) 水道配水管の所有権を上天草市とすること。
- (4) 土地（私道）の使用期間を水道施設の存続期間とすること。
- (5) 土地（私道）の使用料は無償とすること。
- (6) 水道施設の設置及び維持管理等に支障を及ぼす工作物等を設置しないこと。
- (7) 新たに埋設物を設置する場合や、他の埋設物の地上権設定等を行う場合は、市長と協議をすること。
- (8) 水道施設の存続期間中は、同施設の設置区画、形質の変更を行わないこと。
ただし、やむを得ず変更しなければならないときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (9) この承諾書発行の証として本書2通を作成し、1通は土地所有者の控えとすること。
- (10) 所有権の変更等をする場合は、上記承諾事項（1～8）を受け継がせること。

様式第7号 (第10条関係)

様式第7号 (第10条関係)

開発給水中止届

年 月 日

上天草市水道事業

上天草市長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付け上天水道第 号により承認を受けた開発給水について、次のとおり当該工事を中止したいので届け出ます。

申 請 地	
開 発 事 業 の 名 称	
理 由	

様式第8号 (第12条関係)

様式第8号 (第12条関係)

氏名等変更届

年 月 日

上天草市水道事業

上天草市長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

次のとおり変更したいので届け出ます。

住 所	新	
	旧	
名 称	新	
	旧	
氏 名	新	
	旧	
申 請 地		

※変更の事実を証する書面写しを添付してください。

様式第9号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)

配水施設移管申込書

年 月 日

上天草市水道事業

上天草市長

様

住 所

申請者 氏 名

電話番号

次のとおり水道事業に係る物件を移管したいので申し込みます。

移管申込理由	維持管理のため	
移管物件の所在		
移管物件の内訳	管 種	
	管 口 径	
	延 長	
工事施工事業者		
設 置 年 月 日		
備 考	受入の際には配水施設移管受入書を発行いたします。	

※処理欄

番 号	
しゅん工検査年月日	

様式第10号 (第13条関係)

様式第 10 号 (第 13 条関係)

上天水道第 号
年 月 日

様

上天草市水道事業

上天草市長

Ⓔ

配水施設移管受入書

年 月 日付けで申請された水道施設の移管について、下記のとおり受け入れます。

記

開発事業の名称	
受入物件の所在地	
工事期間	
しゅん工検査年月日	
受入物件の内訳	管種 口径φ 延長 m

※私道の所有権の変更等をする場合は、配水管移管承諾書の事項を厳守してください。